

大阪地方最低賃金審議会労働者委員に 大阪労連加盟組織推薦者の任命を求める要請書

全労連は 1989 年の発足以来、全国一律最低賃金制度確立の政策提起をはじめ、「最低賃金生活体験運動」「最低生計費試算調査運動」などを通して、今の地域別最低賃金の不適切な低さを告発し、法定最低賃金の大幅な引き上げと、生活保護費との逆転現象の解消、地域間格差の解消などを求め続けてきました。

最低賃金審議会は、「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資する」（最低賃金法第 1 条）という、目標達成のため設置されたものです。

今、歴史的な物価高騰で労働者の生活は、窮地に追い込まれています。特に、非正規労働者、女性労働者など低賃金労働者が増大し、「働く貧困」や「貧困の連鎖」が深刻になっているもとで、最低賃金の果たす役割はきわめて重要です。

その最低賃金の決定に当たっては、最低賃金審議会での調査審議が大きな役割を果たします。最低賃金審議会は、労働者・使用者・公益をそれぞれ代表する委員で組織され、委員を任命しようとするときは、関係労働組合に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならないとされています。

これは、いうまでもなく委員の任命に当たって一部の労働組合にのみに偏った人選とならないよう、公正・妥当な人選を行うためです。

I L O 結社の自由委員会でも「政府が特定の一組織に特別待遇を与えること」は「I L O 87 号条約が定めた結社の自由原則違反である」との勧告（02 年 6 月）を発し、日本政府に改善を要請しています。労働審判制度における労働審判員は、各労働団体から比例配分で任命されるようになったのは、I L O の要請に応えるものといえます。

しかし現在、大阪地方最低賃金審議会労働者委員は、全員が連合大阪加盟組織推薦者により独占されており、極めて不公正な状態が続いています。

つきましては、2025 年度の大阪地方最低賃金審議会の労働者委員の任命に当たっては、公正な任命の立場から大阪労連加盟組織推薦者も任命することを強く求めるものです。

2025 年 月 日

住所

団体
